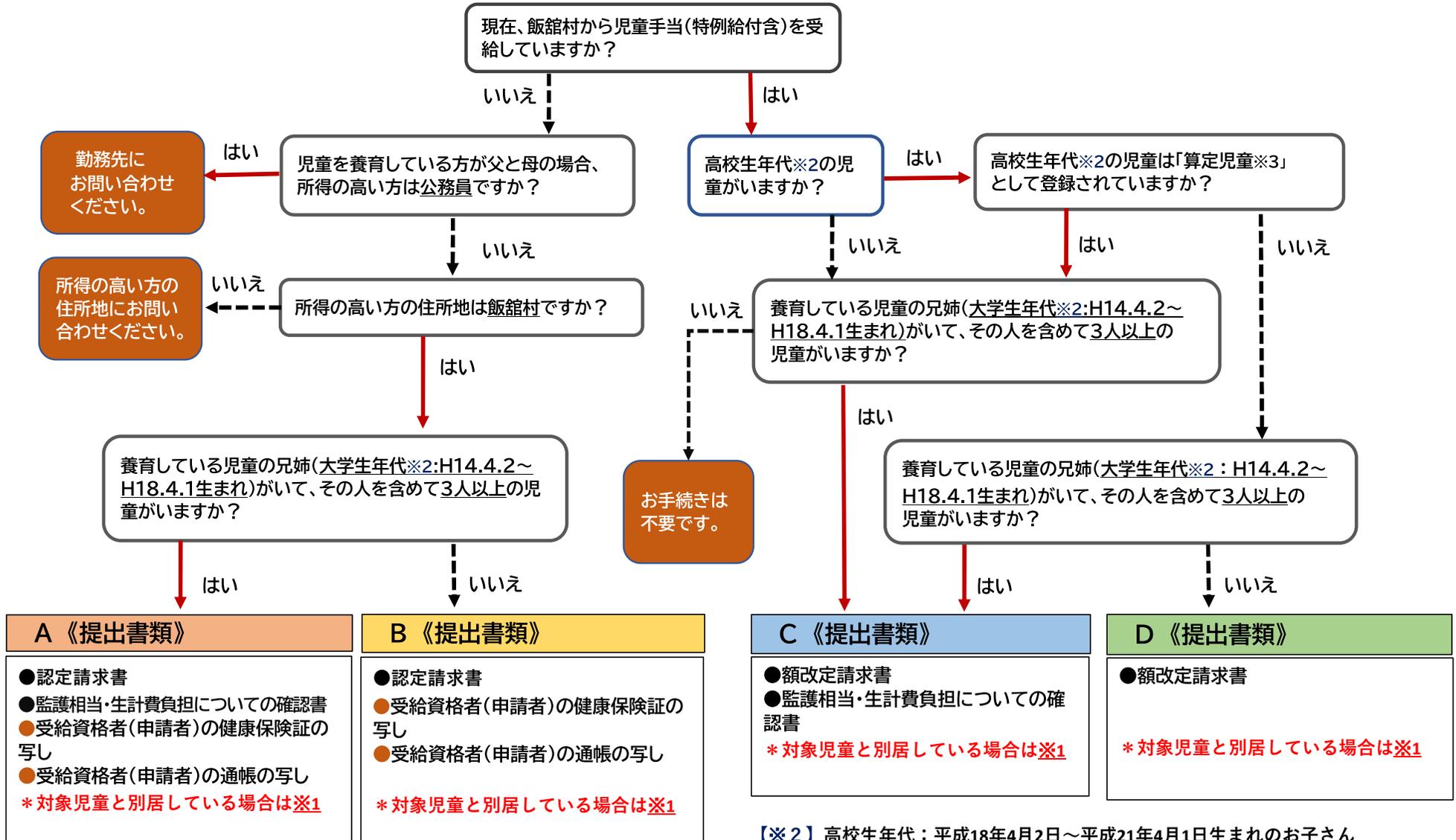


(別紙) 令和6年10月児童手当 改正 フローチャート



【※1】 対象児童と別居している場合

受給資格者(申請者)が18歳までのお子さん(H18.4.2以降に生まれた子)と住民票上、別居している場合は、認定請求書または額改定請求書と同時に次の書類をご提出ください。

- 「別居監護申立書」
- (別居しているお子さんと)「同じ世帯の方全員の住民票(個人番号付き)」

【※2】 高校生年代：平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれのお子さん

大学生年代：平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれのお子さん

【※3】 算定児童とは、支給対象ではありませんが、多子加算(第3子以降の加算)のために児童としてカウントされる高校生年代(H18.4.2～H21.4.1生まれ)のお子さんのことを指します。児童手当の支給対象児童が出生や転入した時点から、高校生の子さんが同一世帯であれば「算定児童」として登録されます。